

# 回 答 書

令和7年10月27日

各 位

泉大津市教育委員会事務局  
生涯学習課

件 名

泉大津市留守家庭児童会運営業務委託に係る公募型プロポーザルへの質問に対する回答について

上記件名にかかる質疑の回答については、下記のとおりです。（全者分）

質問 1 全職員対象の全体会議の必要性と開催頻度について

連絡会議とは別に、全職員を対象とした定例会議（全体会議）を研修会とは別に開催することは必要でしょうか。また、必要な場合は、年に1回の開催でも良いでしょうか。

回答 1 全体会議については、必ず開催が必要なものではなく、必要に応じ、本市と協議の上で、開催して頂ければ結構です。

質問 2 連絡会議の議事録（レジュメ）の開示と概要について

連絡会議のこれまでの開催内容について、議事録またはレジュメの開示は可能でしょうか。可能であれば概要だけでもご教示いただきたいです。

回答 2 原則、可能です。ただし、精査の上、個人情報に係る部分等は削除させて頂いた上で開示とさせていただきます。

質問 3 支援員・補助員の給与額（月給・時給）について

支援員及び補助員の個人ごとの月給額及び時給額の提示は可能でしょうか。可能であれば学級ごとの給料表をご教示いただきたいです。不可の場合は月給及び時給の最大値・中央値・最小値をご教示いただきたいです。

回答 3 支援員は、本市における常勤の留守家庭児童会指導員、補助員は、本市における

非常勤のスポット指導員という認識で回答いたします。

支援員においては、個人ごとの月給につきましては、受託事業者様を決定後、本人の承諾を得て開示させていただきます。ただし、当市の会計年度任用職員の一般的な給与及び各種手当につきましては、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月17日条例第9号）及び泉大津市会計年度任

用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年3月30日規則第25号）をご参照ください。また、上記の条例及び規則につきましては、勤務時間が週38.75時間になっていることをご留意の上、ご参照ください。改正前の条例等につきましては、本市の情報公開コーナーでの閲覧が可能です。給与等級ごとの指導員の人数（令和7年10月1日現在）につきましては、下記に記載しますので、ご参考ください。

補助員（スポット指導員）については、資格の有無に関わらず、1,180円（令和7年10月22日現在）です。

等級	号給	人数	月給（R7.4現在）	【参考】月給（R6.4）
1	8	10	158,800円	134,780円
1	12	2	164,151円	138,746円
1	15	1	168,267円	142,078円
1	16	4	169,666円	143,347円
1	18	5	172,054円	145,330円
1	21	3	175,841円	148,583円
1	25	7	181,109円	155,643円
1	29	2	185,719円	160,561円
1	40	4	195,351円	171,906円
1	44	2	198,150円	175,237円
1	49	1	200,702円	178,807円
1	57	1	203,583円	183,884円
1	92	1	212,227円	197,608円
		計43名		

※上記人数には、令和6年4月より、現受託者に転籍したもの（1名）を含みます。

※昇給等については、前述の条例及び規則をご参照ください。

※スポット指導員とは、本市における時給制の非常勤の会計年度任用職員であり、保険等の加入はございません。

#### 質問4 賠償責任保険の最低賠償額基準について

加入する賠償責任保険について、支払われる賠償額についての最少額など、基準はありますでしょうか。ある場合はその額をご教示いただきたいです。

回答4 最少額等の基準はございませんが、万一、受託者が何らかの損害賠償を行う必要があった際に、受託者の責任において賠償できるように備えていただく必要があります。

#### 質問5 登下校時見守り体制と職員配置の解釈について

登下校時の見守りについて、登下校時は常に門に張り付く見守りの人員を配置しないといけないのでしょうか。下校時に一斉下校が終わった後は、ひとりずつ門まで送っていくというシステムにすることは可能でしょうか。校門での見守り業務に従事している職員は見守り中は支援員等の配置数にカウントされないという解釈で良いでしょうか。校門見守りを行なう職員は支援員でも補助員でもない見守り専門として雇用する職員でも良いでしょうか。

回答 5 登下校の見守りにつきましては、仕様書に則り、原則、人員配置をお願いします。下校時につきましては、18時以降の指導員の人員配置が、各仲よし学級で2名の勤務となることから、現在、一斉下校終了後は、基本的には全仲よし学級において、保護者に各仲よし学級までのお迎えをお願いしています。児童を1名ずつ校門まで送っていくシステムに変更することは可能ですが、指導員の人員不足が生じる運営は不可とさせていただきます。

また、校門でも見守り業務に従事する職員については、見守り業務中は、配置人員にカウントすることはできません。

また、見守りをする職員は、見守り専門として雇用する職員でも問題ありません。

質問 6 一斉下校以外の児童引き渡し方法と市の要望について

児童の引き渡しについて、一斉下校以外の時間に保護者がお迎えに来られた場合は、支援員等が門まで児童を連れていくのか、保護者に門から校内に入っていたとき、学級の入口まで迎えに来ていただくのか、現状を踏まえて市のご要望を伺えますでしょうか。

回答 6 児童の引き渡しにつきましては、原則、保護者に教室まで迎えに来ていただいています。ただし、状況に応じ、校門まで児童を連れていくこともあります。

質問 7 企画提案書は両面印刷での作成は可能でしょうか。

回答 7 可能です。

質問 8 「※企画提案書に記載する事項については、契約締結後、確実にかつ積極的に必ず実施すること。」とありますが、社会情勢や天災等などやむを得ない場合の協議は可能でしょうか。

回答 8 可能です。

質問 9 貴市が導入している学童保育業務総合支援システムの名称をご教示ください。

回答 9 CODMON（コドモン）です。

質問 10 貴市が導入している学童保育業務総合支援システムを引き継いだ場合の費用

（現在の費用）をご教示ください。

回答 1 0 現在の費用は、月々246,400 円（税込み）です。

質問 1 1 貴市が導入している学童保育業務総合支援システムを引き継ぐ場合の運用に必要な備品は、貴市が所有しているものに限り、継続して使用できるものとするとあります。具体的に備品として何を引継ぎ可能かお示し頂き、かかる費用等あれば合わせてご教示ください。

回答 1 1 備品として、端末 PC・QR コードリーダー・プリンターは、ご希望があれば継続して使用して頂いても結構です。

質問 1 2 貴市が導入している学童保育業務総合支援システムの仕様書別紙にある物品としてタブレット端末の記載がありますが、入退室管理として PC とリーダー等での管理も可能と考えますが、必ずしもタブレット端末での運営でなくともかまわないのでしょうか？

回答 1 2 必ずしもタブレット端末で運営していただく必要はございません。

質問 1 3 教材費およびおやつ代が 1,000 円とありますが、教材費とおやつ代の内訳がありましたらご教示ください。

回答 1 3 特に、明確に区分けしているものではありません。

質問 1 4 教材費およびおやつ代が 1,000 円とありますが、金額変更は受託後に可能でしょうか。

回答 1 4 本市と協議し、保護者の理解を得た上で、金額変更は可能なものと考えています。

質問 1 5 校門見守りは、現在も市内全ふれあい教室で実施されているという認識でよろしいでしょうか。

回答 1 5 全仲よし学級で実施しています。

質問 1 6 現在の校門見守り業務は、ふれあい教室で勤務している支援員もしくは補助員が行っておりますでしょうか。

回答 1 6 支援員または補助員（スポット指導員）は行っておりません。

現在は、公益社団法人泉大津市シルバー人材センターに委託しています。

質問 1 7 「支援員等が見守り業務に従事する場合、関係法令を遵守し、支援員等の配置人数が不足しないよう調整し、実施すること。」とありますが、見守り業務時間は最低配置人数に+1名は職員の勤務が必要という認識でよろしいでしょうか。

回答 1 7 支援員または補助員（スポット指導員）が見守りを実施する場合は、最低配置

人数に1名加配していただく必要はありますが、見守りの実施時間につきましては児童の多くが下校したこととなるので、その時の児童数に応じ、柔軟に対応してもらうことも可能です。

質問18 担任制は導入済みでしょうか。

回答18 現在、導入はしておりません。

質問19 一時預かり保育について、仕様書には「傷害保険料の負担は受託者」と記載されていますが、一時預かり事業実施要綱には保護者負担とあります。どちらが正かご教示ください。

回答19 現在、当該要綱に記載している保育料につきましては、旭仲よし学級でのみ一時預かり事業を実施しているため、保護者負担としていますが、委託実施後は要綱を変更し、受託者に傷害保険料を負担して頂く予定です。

質問20 一時預かり事業実施要綱には旭仲よし学級のみの記載となっておりますが、他の仲よし学級利用者は対象外となるのでしょうか。

回答20 一時預かり事業については、全8校で実施する予定です。要綱は、令和8年度中に変更する予定です。

質問21 保育料の徴収業務は、現在貴市担当課が行っている業務を受託者が行うということでしょうか。

回答21 全てではございませんが、市民サービス向上の観点より、部分的に請け負っていただきたいと考えています。

質問22 保育料徴収において、未納や未収金などの回収業務、督促などのすべての対応業務を受託者が行うのでしょうか。

回答22 回収業務や滞納の督促については、本市が行います。

質問23 保育料徴収後に市への納付について、未払いが発生した際に受託業者としての市への対応・流れなどご教示お願い致します。

回答23 保育料徴収後の市への納付方法につきましては、受託者が決定後に、協議し、調整を行いたいと考えています。また、保育料の未払いが発生した場合、保護者への督促等の滞納処分に該当する事務につきましては、本市が行います。

質問24 オープンスクールの概要についてご教示ください

回答24 オープンスクールは、仲よし学級に新規入会する児童及びその保護者を対象に行っています。仲よし学級を見学してもらい、支援員より仲よし学級について、

簡単に説明を行うものです。

質問 25 職員配置において「等、各小学校が通常稼業していない場合については、利用する児童数に応じ、運営する支援単位数を適宜調整しても良いものとする」とあるが、土曜日や18時以降などに1支援単位での職員配置が可能という認識でよろしいでしょうか。

回答 25 お見込みの通りです。

質問 26 現在の市で雇用されている支援員および補助員の在籍人数（常勤、非常勤職員の内訳も含め）をご教示ください。

回答 26 令和7年10月22日現在、市で雇用している支援員は42名、補助員（スポット指導員）は36名となっています。支援員は全員常勤で、放課後児童支援員認定資格保持者が34名（令和7年度中取得予定者含む）です。補助員（スポット指導員）は全員非常勤職員となります。

質問 27 現在の市で雇用されている支援員および補助員の給与額をご教示ください。  
(月給、時給、各種手当額等)

回答 27 「回答3」をご参照ください。

質問 28 常勤職員は13時～18時勤務とあるが、延長保育に対応する場合、超過勤務として対応しているという認識でよろしいでしょうか。

回答 28 お見込みの通りです。

質問 29 令和6年度実績で、超過勤務に当たる手当額の合計をご教示ください。

回答 29 超過勤務に該当する部分につきましては、3,404,988円となります。

質問 30 令和7年度4月時点での、各ふれあい教室の職員の配置人数（シフトの配置状況）をご教示ください。

回答 30 下記の表をご参照下さい。本市のシフトの組み方として、支援員が不足する際に、補助員（スポット指導員）に勤務してもらうという運用方法を行っているため、補助員（スポット指導員）の配置は「0人」となります。

仲よし学級名	支援員配置人数
戎仲よし学級	4人
旭仲よし学級	民間委託実施中のため、不明
穴師仲よし学級	6人
上條仲よし学級	6人
浜仲よし学級	5人

条東仲よし学級	5人
条南仲よし学級	8人
楠仲よし学級	5人

質問3 1 令和7年度4月時点での、特別な支援が必要な児童（もしくは障がい児対応等）の人数をふれあい教室毎ご教示ください。

回答3 1 特別な支援が必要な児童につきましては、上條仲よし学級が2名、条東仲よし学級が1名となっております。

質問3 2 令和7年度4月時点での、特別な支援が必要な児童（もしくは障がい児対応等）に対する加配職員の配置人数状況をふれあい教室毎ご教示ください。

回答3 2 各仲よし学級におきまして、特別な支援が必要な児童が出席する日には、補助員を別途配置する等の対応を行っています。

質問3 3 特別な支援が必要な児童（もしくは障がい児対応等）何名に対して加配職員1名配置するなどの基準があればご教示ください。

回答3 3 配置基準等はございませんが、各仲よし学級の指導員や総括指導員と協議し、決定しています。

質問3 4 現在貴市で、現在の勤務時間が週29時間の職員は支援員という認識でよろしいでしょうか。また週29時間の内訳（○曜日○時間 ○時間調整など）の詳細をご教示ください。

回答3 4 勤務時間が週29時間の職員は支援員に該当するという認識で間違いございません。内訳としましては、月曜日から金曜日までが5時間勤務、土曜日が月2回程度の6時間勤務となっている外、他の特殊勤務日と総括し、年を通して週29時間勤務として調整しています。

質問3 5 「有給休暇等については、委託実施当初については、本市の有給休暇等の付与日数等を参考に、前年度の残日数の継続付与も含め、適切に付与すること。」とあるが、前年度令和7年度に市から支給される有給休暇の日数も引き続き、令和8年度に付与しなくてはならないということでしょうか。※令和7年度に市から20日の有給付与があった場合、受託業者は該当職員に20日分の有給付与が必須か。

回答3 5 有給休暇の残日数については、前年度に当市が付与した残日数を引き継いで頂きますが、令和8年4月以降に新たに有給休暇を付与する場合につきましては、仕様書に記載しているとおり、市の付与日数を参考に、受託者の規定によって付与して頂くことになります。

質問 3 6 特別な支援が必要な児童（もしくは障がい児対応等）の利用が増加し、現在の見込みより加配職員の配置が多く必要となった場合、加配職員分の委託料の協議等は可能でしょうか。

回答 3 6 可能です。

質問 3 7 「土曜日の運営について、支援員は交代勤務とし、全支援員が 概ね平等な勤務回数となるよう調整すること。」とあるが、現在も同様の運用を行っているという認識でよろしいでしょうか。

回答 3 7 お見込みの通りです。

質問 3 8 仕様書 2 4 年度協定締結時はいつ頃を想定されているかご教示ください。

回答 3 8 年度協定の締結方法につきましては、契約締結後に協議する予定です。

質問 3 9 仕様書 2 4 「契約時よりも人件費等が大幅に上昇した場合」と記載がありますが、令和 8 年度の契約締結時点の給与が基準となるのでしょうか。それとも記載の通り、令和 6 年 4 月 1 日時点の給与が基準となるのでしょうか。

回答 3 9 令和 6 年 4 月 1 日時点の給与表が算定基準となります。

質問 4 0 提出書類（参加表明）納税証明書について

項目としてはどの証明が必要でしょうか。国税、府県民税、市町村税、何年分等

回答 4 0 納税証明書の提出につきましては、国税、府税、市税の各税金の滞納の有無を確認するためにご提出頂くもので、該当する税に関する証明書の提出をお願い致します。期間は、直近の年度のものをご提出下さい。（例：国税 様式その 3 の 3）

質問 4 1 労働組合について

現在ある労働組合での要望を教えて欲しい。また来季以降も継続は必要となるのか。

回答 4 1 現在、労働組合等より要望のあった事項は、全て仕様書に記載しています。労働組合の次年度以降の継続につきましては、本市が設置しているものではございませんので、継続の要否は、本市が判断できるものではございません。

質問 4 2 職員の雇用形態について

月給〇〇円、時給（有資格）〇〇円、時給（無資格）〇〇円を聞きたいです。勤務する職員の雇用形態と、それぞれの雇用条件が知りたいです。

回答 4 2 「回答 3」をご参照ください。

質問 4 3 保育料徴収について

保育料徴収において、未納や未収金などの回収業務、督促などのすべての対応業務を受託者が行うのでしょうか。

回答 4 3 保育料の徴収における未納や未収金等の回収業務、督促などにつきましては、本市が行います。

質問 4 4 仕様書 10 ページ

「受託開始時の春季長期休業期間に限り、前受託者の宅食サービスを引き継いで実施すること。」と記載がありますが、春季長期休業期間のみとする理由をご教授いただきたいです。引き継ぎ実施は出来ないでしょうか。また、現在は全ての学校で導入されているでしょうか。

回答 4 4 受託が 4 月 1 日から始まるため、保護者や児童の混乱を避けるため、春季長期休業期間のみの継続を条件としています。夏季長期休業期間についても、可能であれば、継続して頂いても結構ですし、別途、事業を実施して頂いても構いません。現在は、市内の全幼稚園で導入しています。